「稲葉ゼミレポート」 180781195 杉本 匠

『岩波新書 外交ドキュメント 歴史認識 服部龍二』

本書は、日本外交の視点から政策過程を分析したものであり、何度でも再燃しうる日・中・韓の歴史問題を論じている。全5章+終章からなる構成であり、1章毎私の考えを論じていこうと思う。

1章 歴史教科書問題と「相互信頼」

この歴史教科書問題の発端は、検定をめぐる新聞やテレビの誤報からであった。 1982 年 6 月 26 日、文部省が高校の歴史教科書検定に際して、戦争時における「侵略」を「進出」に書き換えさせたと報じた。実際には欧米アジア政策について「進出」となっていることから、同じような事実については「表記の統一」という点から「侵略」を「進出」と求めたのである。この誤報により、中・韓の批判を買い、日本側の謝罪を求めたのである。教科書問題を当時、北京の日本大使館首席公使であった渡邊は次のように語る。「中国との関係を振り返ってみて顕著なことは、報道されないことは問題としない経験則であり、中国側の態度が硬化したのは日本の大々的な新聞報道によるところが大きく、日本の新聞があれほど騒がなければ、教科書問題は起きなかったと考えられる。」新聞などのメディアを通した報道では今日でも、裏が取れていない情報や偏向報道、一部を切り取った断片的な報道が用いられている。メディアリテラシーがどの時代でも重要である。また、様々な記者会見などで、中・韓は「遺憾」・「反省」という文言を度々求めている。歴史教科書問題が大きくなったことは、頑なにこの文言を言わない日本のいじらしさも一つの原因であると考える。

2章 靖国神社公式参拝

靖国神社の公式参拝は憲法 20条と 89条の政教分離の規定から違憲ではないのか、また A 級戦犯が祀られているという点から、日本政府の靖国神社参拝に中・韓の批判を多く集めた。この問題において中曽根首相の存在が大きい。中曽根首相は 1985年8月、今までの首相が私的参拝と位置づけての参拝を公式参拝として、憲法問題の解決の道を拓こうとしたのである。これが靖国問題の起源となった。私はこのようなセンシティブな内容を首相が取り上げていくことに違和感を覚えていた。しかしながら、中曽根首相は戦火にあった 2 百万人の慰霊を公式に参拝することこそが、あの悲惨な戦争を風化させないことだと思い、中国側に向け様々な働きかけをした。中国側の説得に尽力したことや藤尾大臣の不適切な発言に対する罷免を命じたこと、中国外交では故耀邦と度々会談をし、日中の関係は後にも先にも一番良好であったことが伺える。中曽根首相は藤尾大臣の罷免についてこう述べている。

「ある歴史的事件については、一方の国の意見もあろうが、他方、被害を受けた側の国や国民においてはそれとは異なる歴史に対する解釈、屈辱感、また国の名誉があることを我々は知らなければならない。物事に関しては一方だけの主張が罷り通ると思ったら間違いであって、政治または国際政治の場では国際的世論や国際的通念に従

って政策が取られるべきである。」ここで述べられるように他国との歴史認識で議論をする際、日本は戦争被害国であるが、歴史をたどると加害国でもあることを理解し、 他国の実情も踏まえ議論していくことが重要であると考える。

3章 従軍慰安婦問題

従軍慰安婦の問題は、よくニュースで見るが、私自身その実態はあまり知らなかった。従軍慰安婦問題の争点は「強制性」という点であることが本書を通じて理解した。 日本は従軍慰安婦が政府および軍部の関与があったことは認めているが、そこに「強制力」はあったのかということについては明言をして

いない。その点について本書ではこう述べている。「同じ「強制」という言葉でも、日本と韓国では解釈の違うことも分かった。民間業者による慰安婦の募集の実態は、①力ずくで無理やり連れていかれた②言葉巧みに騙された③ある程度の自由意志はあったが、仕方なく応じ…など程度により分類できる。日本では、旧軍人らが①のみを強制連行としたいのに対し、韓国側は広く、②と③も当然、強制性があると訴えた。」日本の内閣外政審議室は慰安婦問題の調査を行ったが、文書や資料による軍部の「強制」を示すものは無かった。期して日本は1992年10月下旬石原官房副長官のもと、内閣外政審議室と外務省の協議の末「強制性を明確に認定するのは困難だが、一部に強制性の要素もあったことは否定できないだろう」との認識を韓国に伝えた。このような歴史認識において韓国とは幾度も政府間で議論をしているが、一向に発展が進まない。当時の慰安婦施設の経営者や従軍慰安婦の女性の取材を通しても、日本軍の強制があったのは事実である。紙としての資料がない事に韓国側への全面的な謝罪をしないことは日本国の国民として残念に思うとともに、このような歴史認識問題は事実のみの視点から、双方が非を認め被害者の方々に謝罪し続ける他ないのではないかと考える。

4章 村山談話

1995年の夏、終戦 50 周年が近づこうとしているとき、衆議院本会議では「歴史を教訓に平和への決意を新たにする決議」を採択した。時の村山内閣では公式歴史見解及び終戦 5 0 周年における日本国の反省を表した村山談話を発表した。この「村山談話」は、その後の橋本内閣になってからも、公式に政府の歴史認識が問題になった場合、常に「村山談話」を引き合いに出し、これを受け継いでいくと明言されたほど、政府の歴史観を内外に明確に示したものであった。諸外国の反応としては、日本国の反省と謝罪を明記したこの談話を評価する国が多く、特に中国、韓国においては一定の評価をもらうものの、さらなる正しい歴史認識が確立されるよう求めたものであった。本書では「村山談話により、多様な歴史認識が最終的に集約されたわけではない。歴史問題をめぐる議論は、村山談話以後に歴史教科書や靖国神社参拝で分極化する。村山談話により、歴史認識問題に進歩があったことは事実であり、内閣の積極的な姿勢は現代と比べるととても大きいが、歴史認識問題を位置付ける基準を示す(どこまで引くのか)ことが重要であると考える。

5章 戦争の世紀を超えて

ここでは橋本龍太郎内閣から民主党政権までの日・中・韓の関係について論じてい る。橋本内閣では靖国神社に公費から玉串料を支払わない私的な参拝を行い中国からの 反発にあった。小渕恵三内閣では日中・日韓会談を行うも両者の歴史認識をめぐって明 暗を分けた。韓国の金大中大統領との日韓共同宣言では、戦後日本の歩みを積極的に評 価したうえで、歴史問題を提起しないと表明した。(次の廬武鉉大統領は、靖国参拝、歴 史教科書、従軍慰安婦問題について抗議し、李明博政権も慰安婦問題で賠償を求めるな どをし、この表明は引継がれなかった) 一方、中国との「平和と発展のための友好協力 パートナーシップの構築に関する日中共同宣言 | を発したものの、「お詫び | が盛り込 まれていないことに江沢民主席は不満に思い、小渕と江は共同宣言に署名をしなかった。 小泉内閣では 2001 年から 2006 年まで靖国神社を参拝した。中国では反日デモ起こり、 当時話題になっていいた日本の国連常任理事国入りを、日本が歴史を顧みないとして反 対した。先のどの政権でも村山談話を引用し、歴史問題を捉えた。また元徴用工問題や 日本大使館前に建てられた慰安婦像問題、尖閣・竹島・北方領土問題などの問題が露呈 していき、日韓・日中の関係は冷えていった。ここの章では歴史問題と領土問題が同時 に述べられている。一つの歴史問題を取り扱うと次には領土問題に発展したことや、中 国・韓国の右往左往する主張には辟易した。また政権や内閣が変わる毎に歴史問題につ いての指針や基準も変わってくるため、両国共に一つの機関が歴史問題を一つずつ解決 することが望ましいと考える。

終章 歴史問題に出口はあるか

最後の章では第二次安倍晋三内閣期について論じている。2012 年 8 月 10 日ロン ドン・オリンピックにおける韓国サッカーチームが日本に勝利した際、韓国選手が 「独島は我々の領土 | と書かれたメッセージを掲げ、同日李明博大統領は竹島を訪問 した。(韓国政府が実施した世論調査によると、84.7%が竹島訪問を支持している) 2013年2月には韓国で朴槿恵が大統領となり、3月には中国で習近平が国家主席に 就任した。 2013 年 1 月には、韓国が、中国人の靖国神社放火犯を中国に帰国させた。 2014年2月26日、日中戦争中に連行され過酷な労働を強いられたとして、中国人 被害者や遺族が日本コークス工業と三菱マテリアルを相手に提訴した。このように 歴史問題は多面的であり、未だ関係修復の糸口が見えない状況である。本書では最後 にこう述べている。「歴史認識をめぐる相剋と和解の模索は、政府間だけでなく、メ ディアや市民レベルでも続くだろう。真の和解には、息の長い対話各分野で求められ ている。粘り強い民間交流や、共同研究を通じた信頼構築も必要となるだろう。相手 国への要求や歴史の見直しは、過去の経緯を踏まえ、節度あるものでなければならな い。自国が納得することだけを考えていては、和解とは相手を慮り、互いに敬うこと である。」本書を通じて、日本の外交という点から今まで表面的な理解であった、日・ 中・韓の歴史認識の問題の背後の関係を知ることができた。歴史認識の問題は最後で

述べられているように両国とも市民レベルまで落とし込み、歴史認識の教養をつけることが重要であると考える。国益や政治問題を考慮せず歴史問題を捉え、両者の相互理解・相互補助ができる未来を願うのみである。